

農作業請負力強化事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、島根県障がい福祉事業所農作業請負力強化事業推進補助金交付要綱に基づく、農作業請負力強化を目的とした助成金及び奨励金（以下「助成金等」という。）の支給に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 特定非営利活動法人島根県障がい者就労事業振興センター（以下「振興センター」という。）は、障がい福祉事業所の農作業請負力を強化し農福連携を推進するため、支給対象者に対し、予算の範囲内で助成金等を支給する。

(定義)

第3条 この要領における用語の定義は、以下に定めるとおりとする。

(1) 農作業請負

「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について」（平成19年4月2日障障発第0402001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知（令和3年3月30日障障発0330第2号改正））による要件を満たして行う「施設外就労」であり、農家等から請け負った作業（農業・林業・水産業の作業。地元産の農林水産物を対象とした調製、出荷、加工を含む。）を当該農地等で行うこと

(2) 農家等

県内で農業・林業・水産業の生産活動を行う個人・法人・団体、生産者で組織する団体

(支給対象者)

第4条 助成金等の支給対象者は、申請時において、県内で就労継続支援A型事業所又は就労継続支援B型事業所（以下「事業所」という。）を運営する者とする。

(助成対象経費)

第5条 就労の環境づくり支援助成金の対象は、農作業請負に必要な物品等であり、暑さ対策や利用者の障がい特性等に合わせて準備する道具等の購入に要する経費とする。ただし、飲料水や使い捨てカイロ等の消耗品は除く。

- 2 農作業請負奨励金は、障がい福祉事業所が、農作業請け負いを行った際にその実績に応じて奨励金を支給する。
- 3 販売促進支援助成金は、農家と事業所が栽培または施設外就労を通じて加工から販売まで連携する際、障がい者の作業に必要な物品の購入や加工手法の開発・確立及び販売促進に係る事業所が負担する経費を支援する。

(支給要件等)

第6条 助成金等の支給要件等は下表のとおりとする。

助成金等の名称	支給要件		支給額
1.就労の環境づくり支援助成金	(1)新たに農作業請負を始める事業所	次の全ての要件に該当すること。 ①申請年度における農作業請負の実績が年間180人日以上であること	1事業所あたり 上限10万円
2.農作業請負奨励金	(1)新たに農作業請負を始める事業所	次の全ての要件に該当すること。 ①申請年度における農作業請負の実績が年間180人日以上であること	@1,000円/日× 従事した利用者数×作業日数 [上限200人日]
3.販売促進支援助成金	農家と事業所が栽培栽培または施設外就労を通じて加工から販売まで連携する際、新たに必要となる経費の支援		1事業所あたり 上限10万円

(事前協議)

第7条 助成金等の申請を予定する者は、原則として当該年度の6月末日までに次に掲げる書類を振興センターに提出する。

- ①農作業請負力強化助成金等事前協議書(様式第1号)
- ②事業所運営規程(写)
- ③農作業請負奨励金申請予定額内訳書(別紙1)
- ④前年度における農作業請負実施証明書(別紙2)
- ⑤販売促進支援実施計画書(別紙3)
- ⑥その他、振興センターまたは島根県が必要と認める書類

2 就労環境づくり支援助成金または販売促進支援助成金の申請を予定する者は、第1項の書類を提出するにあたっては、事業実施主体において当該助成金にかかる消費税等相当額(助成対象経費に含まれる消費税相当額(消費税及び地方消費税に相当する額をいう。以下同じ。))のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを減額して提出しなければならない。ただし、提出時において当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額が明確でない事業実施主体に係る部分については、この限りでない。

3 振興センターは協議内容について本要領に基づき確認を行い、事前協議者に対して様式第2号により通知する。

(状況報告)

第8条 第7条第3項に基づく通知を受けた者は、9月末現在及び12月末現在の農作業請負の実施状況について、農作業実施状況報告書(様式第3号)により、翌月10日までに振興センターに報告する。

(支給の申請方法)

第9条 第6条の要件を満たしたことにより助成金等の申請を行う者は、その年度の農作業請負が終了した日から起算して30日以内又は農作業請負が終了した日の属する年度の3月31日のいずれか早い期日までに次に掲げる書類を振興センターに提出する。

①助成金等申請書(様式第4号)

②振込口座の通帳(写)

(金融機関及び支店、口座名義(か)、口座番号のわかる箇所。

口座名義が申請者と同一でない場合は委任状)

③農作業請負に関する契約書(写)

④農作業請負奨励金申請額内訳書(要件判定シート)(別紙4)

⑤申請年度における農作業請負実施証明書(別紙5)

⑥販売促進支援実施実績書(別紙6)

⑦その他、振興センターまたは島根県が必要と認める書類

2 就労環境づくり支援助成金または販売促進支援助成金を申請する者が、第1項の書類を提出するにあたっての消費税の取り扱いは、第7条第2項に準じる。

(支給の決定等)

第10条 振興センターは、助成金等の支給申請について、本要領に基づき審査し、助成金等の支給又は不支給を決定するものとする。

2 振興センターは、前項により助成金等の支給又は不支給を決定したときは、申請者に対して、農作業請負力強化を目的とした助成金及び奨励金支給(不支給)決定通知書(支給の場合にあっては様式第5号、不支給の場合にあっては様式第6号)により、当該申請を受け付けた日から30日以内に通知するものとする。

3 振興センターは、助成金等の支給決定を行ったときは、支給決定額を申請事業主が指定した金融機関の口座に速やかに振り込むものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第11条 助成金等の支給を受けた者は、事業完了後に申告により仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(様式第7号)を振興センターに提出しなければならない。

2 振興センターは、前項の報告があった場合には、当該税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じるものとする。

(変更・中止)

第12条 第7条第3項に基づく通知を受けた者は、事業量の増減による助成金等の変更をしようとするときは、第7条に準じて必要書類を振興センターに提出し、その承認を受けなければならない。

2 事業を中止しようとするときは、速やかに様式第7号を振興センターに提出しなければならない。

(助成金等の返還)

第 13 条 振興センターは、助成金等の支給を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、支給決定取消・返還通知書(様式第 8 号)により、当該対象者に対して支給決定した奨励金の全部又は一部について支給の決定を取り消し、返還させる旨の通知を行うものとする。

- (1)偽りその他の不正の行為によって支給を受けた場合
- (2)支給すべき額を超えて支給を受けた場合

(事業完了後の報告)

第 14 条 助成金等の支給を受けた者は、事業実施終了後 2 年間の農作業請負の状況について翌年度の 4 月末日までに様式第 9 号により振興センターに報告する。

(雑則)

第 15 条 この要領に定めるもののほか、助成金等の支給について必要な事項については、別に定める。

附 則 この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この要領は、令和 5 年 7 月 1 8 日から施行する。

附 則 この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。